

令和7年11月26日
長野労働局

飯田公共職業安定所における個人情報の漏えい事案について

長野労働局（局長 三浦 栄一郎）は、飯田公共職業安定所（以下「飯田所」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、下記のとおり確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせいたします。

記

1 事案の概要

飯田所が開催したマザーズ求人説明会（以下「説明会」という。）に参加した雇用保険受給者A氏（以下「A氏」という。）及び一般求職者B氏（以下「B氏」という。）が来所した際、A氏の雇用保険受給資格者証（仮）（以下「資格者証（仮）」）という。を誤ってB氏に交付したもの。

誤って交付した資格者証には、A氏の氏名、被保険者番号、性別、離職時年齢、生年月日、求職番号、資格取得年月日、離職年月日、離職時賃金日額、求職申込年月日、認定日、所定給付日数、離職前事業所名及び口座番号・金融機関名が記載されていた。

2 事案経過等

- (1) 令和7年10月17日、A氏及びB氏は、飯田所において開催される説明会に参加するために来所した。
- (2) 当該説明会の受付（会場外の入口）において、職員C、職員D及び職員Eの3名で受付・説明会場への案内等を行っていたところ、B氏が受付に来られたため、職員Eは、B氏よりハローワーク受付票を受け取り、職員Dに渡した。職員Dは、マザーズ求人説明会受付簿にB氏の氏名、出欠欄及び求職者番号を記入し、ハローワーク受付票に「日付・面接会出席」を押印し、職員Eに当該受付票を渡した。
- (3) B氏は事前に相談カードを作成していなかったため、職員Dが受付から一旦離れ、B氏に相談カードの記入方法等を教示した。
- (4) その直後にA氏は、受付に来られたが、受付に職員Dが不在であった。そこで、A氏は、直前の参加者が受付で提出した書類に職員が押印した上で返却していたところを見ていたので、受付（机上）に資格

者証（仮）を置いた。その後、A氏は職員から求人説明会の案内（以下「案内」という。）及び面接希望事業所の求人票を職員Cから受け取り、説明会場に入室した。

- (4) 職員Eは、受付に置いてあったA氏の資格者証（仮）の裏面に、「日付・面接会出席」を押印した。
- (5) B氏が相談カードを作成したので、職員Dが相談カードを受け取り、職員Eに当該カードを手渡した。
- (6) 職員Eは、B氏の相談カードを職員Cに手渡すとともに、B氏にハローワーク受付票及び案内を手交した（その際、A氏の資格者証（仮）が紛れ込み、誤って手交したことが後日判明）。
- (7) A氏より、希望の事業所との面談終了後、自身の資格者証（仮）が返却されていない旨、職員C、D及びEに申出があった。
- (8) 直ちに職員Cが説明会会場にいた参加者及び参加事業所の担当者にA氏の資格者証（仮）が紛れ込んでいないか確認していただくよう依頼したが、会場からA氏の資格者証（仮）は発見されなかった（B氏は、希望の事業所との面談が終了し、既に退室されていた。）。
- (9) 同日から10月20日にかけて、所内を捜索するとともに、職員C及び職員Eは、説明会参加者及び参加事業所の担当者に電話連絡し、A氏の資格者証（仮）が紛れ込んでいないかの確認を依頼したが、A氏の資格者証（仮）は発見されなかった（事後、B氏への確認が漏れていたことが判明）。
- (10) 10月27日、飯田所長は、来所されたA氏に対し、所内の捜索及び参加者、参加事業所の担当者に電話連絡による確認を行ったが、A氏の資格者証（仮）が発見されてない旨及び正式な資格者証が発行されたため、今後、資格者証（仮）は不要であることを説明した。
A氏は、説明内容を了承した上で、自身も資格者証（仮）が手元にあるのか等を確認する旨回答された。
- (11) 10月31日、B氏より飯田所に説明会当日に飯田所から手交された資料の中にA氏の資格者証（仮）が紛れ込んでいる旨電話連絡があり、飯田所長からB氏に当該資格者証（仮）を回収したい旨申し出たところ、B氏よりJRの駅にて面会してお渡ししたいとの返事があった。
- (12) 同日、飯田所長がB氏と面会し、A氏の資格者証（仮）を回収した。
- (13) 同日、飯田所長は帰庁後、A氏に電話連絡し、A氏の資格者証（仮）を発見・回収した旨説明及び謝罪した。その際、A氏の自宅を訪問の上、資格者証（仮）の返却及び謝罪を申し出たところ、A氏から飯田所に来所する旨申出があった。

(14) 同日、飯田所長が来所したA氏に資格者証（仮）を返却し、改めて事案の経過の説明及び謝罪を行い、A氏は了承した。

3 個人情報漏えいによる二次被害の有無

B氏は当該説明会当日から誤交付が発覚した日までの間、A氏の資格者証（仮）が紛れ込んでいることを認識しておらず、当該資格者証（仮）を外部に持ち出すこともなかったことから、外部流出等の二次被害が発生する可能性は低いと考える。

4 発生の原因

- (1) 職員が、B氏にハローワーク受付票及び案内を手交する際、当該書類を一枚ずつ確認しなかったため、手交先の異なる書類の紛れ込みに気付かなかつたこと。
- (2) 当日の受付において、職員の担当業務（役割）や受付から会場案内までの導線が不明確であったこと。
- (3) 飯田所において、雇用保険受給者や一般求職者の説明会への参加の有無の確認に当たり、資格者証（仮）など個人情報を含む書面の提示が不要にもかかわらず、参加者に提示を求め、受付等を行っていたこと。

5 再発防止策

【飯田所の対応】

- (1) 10月30日及び11月10日、臨時職員会議を行い、所長から本事案の概要、発生原因等を説明するとともに、書類の返却を含む交付時には、相手方と交付する書類の中身を一枚ずつ相互に確認するなど、個人情報漏えい防止に係る基本動作の徹底について指示した。
- (2) 説明会等の受付において、事前に各担当職員の役割分担及び受付処理の導線等を整理し、所長が確認を行う。
- (3) 毎月開催する職員・非常勤職員会議において、所長より、過去に他部署で発生した個人情報漏えい事案について共有し、解説することで、個人情報漏えい防止に関する意識啓発を行う。
- (4) 上記(3)に加え、当面の間、所長が各部署を巡回し、個人情報漏えい防止に係る基本動作が適切に行われているか点検を実施する。

【労働局の対応】

- (1) 11月5日、緊急署所長合同会議を開催し、局長をはじめ局幹部よ

り、本事案の概要、発生原因等を説明するとともに、個人情報の誤交付が生じないよう個人情報漏えい防止に係る基本動作の徹底の確実な実施及び管理者自ら所属内の点検を行うよう指示した。

- (2) 10月27日、職業安定課長から各公共職業安定所長に対し、メールにより本事案について周知し、今後、雇用保険受給者が参加する説明会や面接会における求職活動の証明方法について、資格者証の裏面に参加証明表示を行っている所属はその取扱いを取りやめることとし、全所属において参加証明書による取扱いとするよう指示した。
- (3) 11月中に再発防止策の実施確認のため、職業安定部長が飯田所を訪問し、基本動作及び改善策が実施されているか等の業務指導を行う。

【担当】

長野労働局職業安定部職業安定課

課長 井原 勝宏

課長補佐 小林 宏安

(電話 026-226-0865)